

## 北海道教員育成協議会設置要項

(平成29年5月22日北海道教育委員会教育長決定)

(令和元年6月27日一部改正)

(令和3年6月1日一部改正)

(令和4年4月7日一部改正)

(令和5年4月10日一部改正)

(趣旨)

**第1条** この要項は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「法」という。)第22条の7第1項の規定に基づき、北海道教員育成協議会(以下「協議会」という。)を組織するために必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項に関する協議を行う。

(1) 法第22条の3第1項に規定する校長及び教員としての資質の向上に関する指標(以下「指標」という。)の策定又は変更に関する事項

(2) 指標に基づく校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項

(3) その他協議会において必要と認める事項

(委員)

**第3条** 協議会は、次に掲げる委員15人以内で組織する。

(1) 法第22条の7第2項第1号に規定する者は、北海道教育庁学校教育局長(以下「学校教育局長」という。)の職にある者

(2) 法第22条の7第2項第2号及び同項第3号に規定する者は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する者

ア 大学関係者

イ 市町村教育委員会関係者

ウ 校長会関係者

エ P T A関係者

オ 前アからエまでに掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

2 委員の任期は、次のとおりとし、第2号に掲げる委員については、再任されることができる。

(1) 前項第1号の委員は、当該職にある間

(2) 前項第2号の委員は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日まで

(委員長及び副委員長)

**第4条** 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

**第6条** 協議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、協議会から付託された事項について協議するものとする。
- 3 専門部会の部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門部会の構成員は、委員以外の者から協議会が指名することができる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、北海道教育庁学校教育局教職員育成課において処理する。

(その他)

**第8条** この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

**附 則**

- 1 この要項は、決定の日から施行する。
- 2 第1回の協議会は、学校教育局長が招集する。

**附 則**

この要項の一部改正は、令和元年6月27日から施行する。

**附 則**

この要項の一部改正は、令和3年6月1日から施行する。

**附 則**

この要項の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この要項の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。